

法務省民商第765号
平成21年3月27日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長

会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて（通達）

会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令（平成21年法務省令第7号。以下「改正省令」という。）が本年4月1日から施行されますが、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）について引用する条文は、特に断りのない限り、いずれも改正省令による改正後のものです。

記

1 種類株式の内容として定款で定めるべき事項に関する改正

次の(1)又は(2)に掲げる各種類の株式に関する当該(1)又は(2)に定める事項については、当該各種類の株式を初めて発行する時までに株主総会（取締役会設置会社にあっては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社にあっては株主総会又は清算人会）の決議によって定める旨を定款で定めることができることとされる事項から除くとされた（会社法（平成17年法律第86号）第108条第3項、会社法施行規則第20条第1項）。

(1) 譲渡による当該種類の株式の取得について当該株式会社の承認を要することについて内容の異なる種類の株式 当該株式を譲渡により取得することについて当該株式会社の承認を要する旨

（会社法施行規則第20条第1項第4号）

(2) 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任することについて内容の異なる種類の株式 次に掲げる事項

ア 当該種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること及び選任する取締役又は監査役の数

イ アの定めにより選任することができる取締役又は監査役の全部又は一部を他の種類株主と共同して選任することとするときは、当該他の種類株主の有する株式の種類及び共同して選任する取締役又は監査役の数

(会社法施行規則第20条第1項第9号)

2 単元株式数に関する改正

株式会社は、その発行する株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会又は種類株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨を定めることができ（会社法第188条第1項），この一定の数は、法務省令で定める数を超えることができないとされている（同条第2項）ところ、改正省令による改正前の会社法施行規則第34条においては、この数が1000とされていたが、改正省令による改正後の会社法施行規則第34条においては、1000及び発行済株式の総数の200分の1に当たる数とされた。

なお、改正省令の施行日前に定められた単元株式数に関する定款の定めは、なお効力を有するとされた（改正省令附則第3条第1項）。

3 準備金及び剰余金の資本組入れに関する改正

株式会社の資本金の額は、資本準備金又はその他資本剰余金の額を減少する場合のほか、利益準備金又はその他利益剰余金の額を減少する場合にも、増加することができるとされた（会社計算規則第25条第1項）。

利益準備金の資本組入れの登記の手続については、資本準備金の資本組入れの登記の手続と同様であり、また、その他利益剰余金の資本組入れの登記の手続については、その他資本剰余金の資本組入れの登記の手続と同様である（平成18年3月31日付け法務省民商第782号当職通達第2部第4の2(2)）。